

不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は、山や街の環境を汚し、他人に大きな迷惑をかける犯罪です。市では警察と連携を取りながら、不法投棄者の調査をしています。

違反した場合は、法律により5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金という罰則が定められています。

ルールを守って正しくごみを出しましょう。

●問い合わせ先

◇市が管轄する道路
建設管理課管理担当

☎(5800)18880

◇市が管轄する林道
建設管理課工務担当

☎(5800)18881

◇市が管轄する山林
産業振興課

☎(5800)18770

◇ごみ袋に入ったごみ・その他
循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(5800)18889



お知らせコーナー

お知らせ



航空機部品などの落下

航空自衛隊春日基地において発生した航空機の部品などの落下について、次のとおりお知らせします。

発生日 2月21日(月)(確認日)

機種 T-4

発生場所 福岡空港〜築城飛行場
落下部品など ボルト(直径 約

5ミリメートル(頭部 約10ミリメートル)、長さ 約18ミリメートル、重さ 約3.5グラム)

問い合わせ先 航空自衛隊春日

基地 西部航空警戒管制団司令部渉外室 ☎(581)40

31

命を守る住宅用火災警報器設置・点検していますか

平成21年6月1日、福岡県で県内全ての住宅に住宅用火災警報器設置が義務付けられてから令和4年6月1日で13年を迎えました。

◆全ての住宅において、その寝室および階段部分に住宅用火災警報器の設置義務があります(階段部分は、寝室が2階以上

にある場合に必要です)。

◆機器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがあります。機器本体の取り替えは設置から10年が目安です。

◆機器の点検は、機器に取り付けているひもを引く、ボタンを長押しする等の方法により、音声などで正常に作動するかを確認できます。

◆機器は、ホームセンターや家電量販店などで購入することができ、自身での設置が可能です。悪質な訪問販売や詐欺行為には注意してください。

問い合わせ先 春日:大野城那

珂川消防本部予防課査察係 ☎(404)0019

☎ <http://fukuoka.kon119.or.jp>

第21回 福岡県男女共同参画表彰

対象者 ◇県民◇県内の団体・

企業(事業所を含む)

表彰内容 ◇社会における女性の活躍推進部門 社会・経済活動において多様な分野で女性が活躍できるよう積極的に推進している活動◇困難な状況にある女性の自立支援部門 困難な状況にある女性の精神

的・経済的自立を積極的に支援している活動◇女性の先駆的活動部門 先駆的な功績により広く社会的な影響を与え、今後の先導性が期待される活動

申込方法

応募用紙(県ホームページからダウンロード可。県内の県民情報コーナー、県男女共同参画推進課、市町村男女共同担当課、男女共同参画センターでも配布)に必要事項を記入し提出

※自薦・他薦は問いません。

申込期限 6月10日(金)

申し込みと問い合わせ先 福岡県男女共同参画推進課 ☎(643)3391